

井手町と田辺町との間における 消防事務委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第1条 井手町（以下「甲」という。）は、次の各号に掲げる事務を除く消防に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を田辺町（以下「乙」という。）に委託し、乙はこれを受託する。

（1）消防団に関する事務

（2）消防水利の設置、維持及び管理に関する事務

（3）水防に関する事務

（管理及び執行の方法）

第2条 前条に規定する事務の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

（経費の負担、額及び納付の時期）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とし、甲はあらかじめこれを乙に納付するものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、乙の長が甲の長と協議して定める。この場合において、乙の長は、あらかじめ委託事務の管理及び執行に要する経費の見積りに関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を甲の長に送付しなければならない。

（予算の執行）

第4条 乙の長は、その委託を受けた事務の管理及び執行に係る収入及び支出については乙の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

（手数料等の収入）

第5条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料、手数料等の収入は、すべて乙の収入とする。

(経費の繰り越し)

第6条 乙の長は、各年度において、その委託事務の執行に係る予算に残額がある場合においては、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越しで使用するものとする。この場合においては、乙の長は、繰り越し金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに甲の長に提出しなければならない。

(決算の場合の処置)

第7条 乙の長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲の長に通知するものとする。

(綴喜広域消防連絡協議会議)

第8条 乙の長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、綴喜広域消防連絡協議会を設置するものとし、甲の長と年1回定期的に連絡会議を開くものとする。

ただし、乙の長が必要と認める場合又は甲の長の申し出がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等改正の場合の処置)

第9条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部を変更しようとする場合においては、乙はあらかじめ甲に通知しなければならない。

第10条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部が改正された場合においては、乙は直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、甲は直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(消防水利施設の設置、維持及び管理)

第11条 甲の長は、消防の活動に常に有効に使用しうるよう消防水利施設を設置し、維持及び管理するものとする。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関し必要な事項は、甲及び乙

の長が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成4年12月1日から施行する。ただし、第3条及び第4条の規定は平成4年4月1日から施行する。

(規約等の告示)

- 2 甲の長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が、甲に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

(委託事務廃止の手続)

- 3 委託事務を廃止しようとするときは、年度開始の4か月前までに相手方に通知し、協議しなければならない。

平成4年3月31日

甲 井 手 町 長

木田喜治



乙 田 辺 町 長

原田喜代次

